

第3章 計画の推進体制

この計画を実効性あるものとして推進するために、国や北海道との連携を図りながら市民と行政が協力して、本計画を推進する体制を整備することが大切です。

1. 市における推進体制の整備

これまで、女性行政推進庁内連絡会議を設置するなど、女性行政を推進してきましたが、本計画を推進するため次のとおり推進体制を整備します。

(1) 庁内における推進体制

【取り組み内容】

- ①この計画を推進するため、助役を本部長とする「男女共同参画推進本部」を設置します。
- ②市職員に対する男女共同参画意識を高めるため情報の提供や研修の充実に努めます。

(2) 女性職員による推進体制

【取り組み内容】

- ①庁内における男女共同参画の強力な推進を図るため、女性職員を中心とした計画の推進並びに進行を管理する組織を設置します。

2. 市民による推進体制の整備

この計画を実効性あるものとするためには、計画の推進について市民の意見を反映していくことが大切であり、そのためには、市民参画による推進体制を整備します。

(1) 市民参画による推進体制

この計画を市民の意見を反映させながら推進していくため、市民、事業者、市民団体、市などで構成

する推進体制を整備します。

【取り組み内容】

①市民、事業者、市民団体、市などを構成員とする(仮称)「男女共同参画社会づくり推進会議」を設置します。

(2)積極的な取り組みを行っている企業等のネットワークの形成

男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業や事業者との連携強化を図るとともに、情報提供等の支援を円滑に実施するため、これらの企業等のネットワーク化に取り組むことが大切です。

【取り組み内容】

- ①男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業等の発掘とネットワークの形成に努めます。
- ②男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業等に対する表彰制度等の検討を行います。

(3)市民団体・NPOとの協力、連携の強化

市民全体で男女共同参画の取り組み推進するためには、関係する市民団体や[NPO](#)との協力や連携を強化していくことが大切です。

【取り組み内容】

- ①男女共同参画の取り組みを行っている市民団体やNPOとの情報の交換やネットワーク化などを推進します。
- ②男女共同参画の取り組みを行っている団体等に対する情報の提供などの支援を推進します。